

(別紙1)

裁判所職員総合研修所入所試験に関する事務の取扱要綱

裁判所職員総合研修所入所試験（以下「C E試験」という。）に関する事務の取扱いについて、下記のとおり決定する。

記

第1 C E試験の目的

この試験は、裁判所書記官養成課程に入所させるのに必要な知識及び応用能力並びに人物の適格の有無を判定することを目的とする。

第2 受験資格

裁判所職員総合研修所入所試験規程（平成16年最高裁判所規程第5号。以下「入所試験規程」という。）第4条に規定する「最高裁判所が別に定める資格を有するもの」は、別紙のとおりとする。

第3 C E試験の方法、内容等

1 C E試験の方法

C E試験は、次のとおり行う。

(1) 第1次試験として筆記試験

(2) 第2次試験として口述試験及び勤務評定

2 各試験の対象者、内容等

(1) 第1次試験

ア 対象者

受験の申込みを受理された者

イ 筆記試験

論文式による筆記試験を行う。

ウ 出題分野等

(ア) 筆記試験は、試験時に施行されている法令に基づいて出題する。

(イ) 裁判所書記官養成課程第二部の民法及び刑法の出題分野は、次のと

おりとする。

a 民法

第1編総則（第3章法人を除く。）、第2編物権のうち第1章総則から第3章所有権まで並びに第3編債権のうち第1章総則（第3節多数当事者の債権及び債務を除く。）並びに第2章契約第1節総則から第3節売買まで及び第5節消費貸借

b 刑法

第1編総則のうち第1章通則、第2章刑、第7章犯罪の不成立及び刑の減免から第9章併合罪まで並びに第11章共犯並びに第2編罪のうち第5章公務の執行を妨害する罪、第7章犯人蔵匿及び証拠隠滅の罪、第9章放火及び失火の罪、第12章住居を侵す罪、第16章通貨偽造の罪から第23章賭博及び富くじに関する罪まで並びに第25章汚職の罪から第40章毀棄及び隠匿の罪まで

(2) 第2次試験

ア 対象者

第1次試験合格者及び第1次試験全部免除者

イ 口述試験及び勤務評定

勤務成績の評定を踏まえ、個々の受験者の人物、能力及び法律的素養等について評定した結果、裁判所書記官養成課程に入所させる適格性を有するかどうかを判定することを目的として、面接による試験を行う。

なお、法律的素養に関する質問は、試験時に施行されている法令に基づいて行う。

第4 筆記試験の免除

1 入所試験規程第5条第4項に規定する「別に定める基準に該当する者で相当と認めるもの」は、次に掲げる者とする。

(1) 裁判所職員（裁判所事務官）採用I種試験、裁判所職員採用総合職試験

(院卒者試験) の法律・経済区分又は裁判所職員採用総合職試験（裁判所事務官、院卒者区分）に合格し、同試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿から任命された者で次のいずれかに該当するもの

ア 採用された年度（以下「採用年度」という。）に実施する入所試験を受験する者

イ 採用年度に実施する入所試験を受験できなかった者で、裁判所職員総合研修所長（以下「総研所長」という。）が免除を相当と認めたもの

(2) 裁判所職員採用総合職試験（大卒程度試験）の法律・経済区分又は裁判所職員採用総合職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）に合格し、同試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿から任命された者で(1)のア又はイのいずれかに該当するもの

2 入所試験規程第5条第4項の規定により免除される筆記試験は、(1)に定める者については筆記試験の全部とし、(2)に定める者については筆記試験のうち憲法、民法及び刑法とする。

第5 CE試験に関する事務等

1 第1次試験の実施裁判所

地方裁判所は、自庁並びにその管轄区域内に所在する高等裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所及び検察審査会に勤務する者（東京地方裁判所については、最高裁判所に勤務する者を含む。）に対する第1次試験に関する事務を行う。

2 第2次試験の実施裁判所

高等裁判所は、裁判所職員総合研修所と共に、自庁並びにその管轄区域内に所在する地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所及び検察審査会に勤務する者（東京高等裁判所については、最高裁判所に勤務する者を含む。）に対する第2次試験の実施に関する事務を行う。

3 体制整備

(1) CE試験に関する事務を行う各裁判所は、1及び2に定めるCE試験に関

する事務を行うために、別に定める基準に適合する体制を整備するものとする。

- (2) 高等裁判所は、管轄区域内にある地方裁判所が行う C E 試験に関する事務全般にわたる指導、監督及び調整を行う。
- (3) 地方裁判所は、自庁を管轄する高等裁判所の要請があるときは、当該高等裁判所が行う C E 試験に関する事務の援助を行う。
- (4) 家庭裁判所は、自庁を管轄する高等裁判所又は所在地を同じくする地方裁判所の要請があるときは、当該高等裁判所又は地方裁判所が行う C E 試験に関する事務の援助を行う。

第 6 C E 試験の略称

年度ごとの C E 試験の略称は別途定める。

第 7 その他

この要綱に定めるもののほか、C E 試験に必要な事項は別途定める。

付 記

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

平成 31 年 3 月 25 日

裁判所職員総合研修所長

(別紙)

受験資格

- 1 裁判所書記官養成課程第一部入所試験については、次に掲げる者のうち、いずれか1以上に該当する者とする。
- (1) 学校教育法による大学（短期大学を除く。以下「大学」という。）の法学部（現代法学部及び法政策学部を含む。）を卒業した者
- (2) 大学における法学部と他の学部とを複合した学部（法文学部、法経学部、法商学部、法経商学部、人文学部等をいい、学域、学群等の学部以外の組織を含む。以下「複合学部等」という。）の法学科、法学類又は法律学科（鹿児島大学法文学部法政策学科、琉球大学法文学部法政学科、首都大学東京都市教養学部都市教養学科法学系、筑波大学社会・国際学群社会学類法学主専攻（平成19年3月以前の名称は、筑波大学第一学群社会学類法学主専攻）及び千葉大学法政経学部法政経学科法学コースを含む。）の課程を履修し、当該複合学部等を卒業した者
- (3) (1)に定める法学部並びに(2)に定める法学科、法学類及び法律学科以外の大学の学部（学域、学群等の学部以外の組織を含む。）又は学科（学類を含む。）において、次に掲げるアからウまで及びエ又はオの科目を履修し、当該学部又は学科を卒業した者
- ア 憲法 4単位
イ 民法 12単位
ウ 刑法 4単位
エ 民事訴訟法 4単位
オ 刑事訴訟法 4単位
- (4) 学校教育法による大学院の修士課程において法学又は法律学を専攻し、当該課程を修了した者（法科大学院（学校教育法による専門職大学院であって、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。）の課程を

修了した者及びこれに準ずると認められる者を含む。)

(5) 次に掲げる試験のうち、いずれかに合格し、同試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿から任命された者

ア 裁判所職員（裁判所事務官）採用Ⅰ種試験

イ 裁判所職員採用総合職試験（院卒者試験）の法律・経済区分

ウ 裁判所職員採用総合職試験（大卒程度試験）の法律・経済区分

エ 裁判所職員採用総合職試験（裁判所事務官、院卒者区分）

オ 裁判所職員採用総合職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）

2 裁判所書記官養成課程第二部入所試験については、裁判所書記官養成課程第一部入所試験の受験資格を有しない者で、入所する年の3月31日現在において入所試験規程第4条に掲げる職又はこれらの職に準ずるものとしてあらかじめ総研所長の承認を得た職の1又は2以上に通算して月計算により1年以上在職し、かつ、入所する年の4月1日現在において年齢が23歳以上であるものとする。